

奈良市立図書館資料の弁償に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市立図書館管理規則（平成元年奈良市教育委員会規則第9号以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、奈良市立図書館が所蔵する図書、雑誌その他の図書館資料（以下「資料」という。）の弁償に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 奈良市立図書館の利用者が故意又は過失により資料を亡失し、又は汚損し、若しくはき損した場合は、館長は当該利用者に対し、借用資料事故届（別記第1号様式）を提出させるとともに、提出の日から概ね1か月以内に弁償するよう求めるものとする。

2 亡失・汚損・き損の場合の弁償を求める基準は、別記「弁償を要する資料亡失・汚損・き損の基準」によるものとする。

3 資料の弁償は、現品により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現品による弁償が困難な場合は、館長が指定する代替資料で弁償することとする。

4 現品の入手方法は、書店、古書店からの入手又は知人からの入手であっても差し支えないが、汚損、き損等のあるものは不可とする。

5 利用者から弁償資料を受領した場合は、図書資料現物弁償受領書（別記第2号様式）を交付する。

6 前3項に掲げる方法による弁償が不可能な場合は、現金で弁償することができる。弁償する金額は、図書館システムに登録されている書誌情報の本体価格に弁償を行う際に適用されている税率を含めたものとする。

(弁償の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、館長は弁償を免除することができる。

(1) 火災により資料を焼失した場合

(2) 交通事故又は自然災害により資料を亡失・汚損・き損した場合

(3) 盗難等の事件による被害により資料を亡失し、盗難届を既に警察に提出しており、本人の過失によるものではないと認められる場合

(4) その他館長が適当と認める場合

2 前項第1号から第3号までに該当して弁償の免除を受けようとする者は、借用資料事故届及び奈良市立図書館資料弁償免除申請書（別記第3号様式）に証明書類を添付し、館長に提出し、承認を受けなければならない。

(弁償に応じない利用者の取扱い)

第4条 館長は、弁償すべき者が弁償するまでの間、新たな資料の予約及び貸出ができないものとする。ことができる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記

弁償を要する資料亡失・汚損・き損の基準

対 象：図書館資料（付録を含む。）

対象外：I Cタグ、資料のケースだけの亡失・汚損・き損

1 印刷資料の弁償の基準

| | 対象 | 状態 |
|-----|----------------|--|
| (1) | 水濡れ・飲食物等の染み | ①水濡れ等により、ページに歪み又は波打ちが生じた場合 ②お茶、コーヒー等飲食物による染みなどの汚れが生じた場合 ③飲食物やセロハンテープ、糊等の付着によりページが接着した場合、接着を剥がしたことによりページが欠損した場合 ④カビが発生した場合 |
| (2) | 資料の一部の亡失・汚損・き損 | ①破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合 ②タバコ等による焦げ跡が残った場合 |
| (3) | 書き込み | ①ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ②鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、消した後にも読み取りが困難な場合、痕跡が残る場合 ③鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消すことによりイラストや文字等に色褪せが生じた場合 |
| (4) | 噛み跡 | ①乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合 ②乳幼児、ペット等が噛んだため、資料が破損した場合 |
| (5) | 異物の挟み込み | 毛髪等衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合 |
| (6) | 型紙・地図等資料の付録 | (1)～(5)及び(7)に準じ、弁償が必要と判断された場合 |
| (7) | その他 | 利用者の故意又は過失により、利用に供することが困難と館長が判断する場合 |

2 視聴覚資料の弁償の基準

- (1) 再生機器で再生できない状態になった場合
- (2) 再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合
- (3) 歌詞カード、解説書等付録の汚損については、1の(1)～(5)及び(7)に準じる。

3 その他

- (1) 上記1、2の基準のうち一箇所以上該当する場合は、弁償の対象とする。ただし、次の場合は弁償の対象としないことができる。

ア 長期間の所蔵による経年劣化が原因と考えられる場合

イ 修復可能な場合

ウ 弁償にあたらないと館長が判断する場合

- (2) 弁償の判断

弁償に該当するか否かの判断は、複数の職員の協議によるものとする。

別記

第1号様式（第2条関係）

借用資料事故届

令和 年 月 日

（宛先）奈良市立 図書館長

氏名 _____

利用者番号 _____

住所 _____

電話番号 _____

下記の資料を 紛失・破損いたしました / 盗難にいたしましたので、
お届けいたします。

| | | | |
|-------|--|---------|--|
| 書名 | | | |
| 著者名 | | 出版者 | |
| 資料コード | | 価格（税抜き） | |
| 所蔵館 | | 請求番号 | |

資料購入依頼票交付の有無 有 無

弁償年月日 令和 年 月 日

資料受領（現物・代替） 弁償本受領書番号 No.

現金弁償 円 領収書番号 No.

種別 成人図書 参考図書 児童図書 BM図書 巡回図書

処理 強制返却 除籍入力

備考

上記のとおり報告します。 印

| | | | |
|----|----|----|----|
| 館長 | 主査 | 主任 | 係員 |
| | | | |

No. _____

図書資料現物弁償受領書

住 所 _____

氏 名 _____

下記資料正に受領いたしました。

資料名 _____

令和 年 月 日

奈良市立 図書館長

奈良市立図書館資料弁償免除申請書

令和 年 月 日

(宛先) 奈良市立 図書館長

氏 名 _____

利用者番号 _____

住 所 _____

電 話 _____

下記の理由により、貴館所蔵資料の弁償につき免除を受けたいので申請します。

記

1 天災、火災等による亡失・汚損・き損
※添付書類：公的機関が発行する罹災証明書

2 盗難による亡失
※盗難届の受理番号： _____

決裁日 令和 年 月 日

| 館長 | 主査 | 主任 | 係員 |
|----|----|----|----|
| | | | |

承 認
 否 認